

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- 背景
- 何が問われるか
- 付録—非会計基準測定尺度:開示規定及び国内登録者に適用される禁止規定の要約

非会計基準測定尺度使用時に問われる上位 10 の質問

リサ・ミトロビッチ(Lisa Mitrovich) 及びクリスティーン・ディバイン(Christine Davine) (デロイト&トウシュ LLP)

背景

近年、非会計基準測定尺度(non-GAAP measure)のメディア報道及びSECの調査が激増してきている。これらの測定尺度に対する焦点設定の集中は、それらの使用及び相対的重要性の増加及び調整の性質並びに会計基準測定尺度と非会計測定尺度で報告される金額間の次第に大きくなっている差異から発生している。例えば、2015年についてファクトセット(FactSet)により公表された研究は、ダウ・ジョーンズ産業平均(Dow Jones Industrial Average)の会社のうち67パーセントは、非会計基準一株当たり利益を報告しており、平均的に、これら会社に関して、会計基準と非会計基準の一株当たり利益の差異は約30パーセントであり、これは2014年における約12パーセントからの大幅な上昇を示している。

SEC担当官は、非会計基準測定尺度の使用の急速な増加に関してコメントしてきた。最近のスピーチにおいて、SEC主任会計士のジェームズ・シュヌール(James Schnurr)は、「SECスタッフは、非会計基準測定尺度の使用及びそれらにおける調整の性質(並びにそれらの相対的重要性)において、……大幅な、ある側面では懸念のある増加を認めた」、と述べた。彼はさらに、非会計基準測定尺度は、財務諸表の情報に「取って代わるのではなく……補完する」ことが意図されている、と述べた。彼の注意喚起は、米国商工会議所2016年資本市場サミット(U.S. Chamber of Commerce 2016 Capital Markets Summit)におけるSEC議長のメアリー・ジョー・ホワイト(Mary Jo White)による最近のコメントを基礎としている。そこでは彼女は、非会計基準測定尺度の使用は、「我々がまさに今検討対象としているもの—我々が実際に規制により少しでも統治を必要とするかどうか」である、と言及している。

SECの企業財務部(Division of Corporation Finance:当「部」)によるレビュー・プロセスの一環として、会社に対して発行されたコメント数の増加は、非会計基準測定尺度の使用の増加と比例している。当部の最近のコメント・レターは特に、報道発表における非会計基準測定尺度の使用に焦点を当ててきている。多くの場合、当部は、会社に対して非会計基準測定尺度は、会計基準測定尺度よりもより相対的重要性が高いものではないことを確認するよう要請してきた。非会計基準測定尺度に係るSECスタッフのコメント・レターにおいて識別されたトレンドのより詳細な議論に関しては、デロイトの「SECコメント・レター—産業洞察を含む:何を「エドガー(Edgar)」は我々に語るか」を参照のこと。

非会計基準測定尺度は有用であり、何がマネジメントにとって重要かに関する価値ある情報を提供しうるが、SECは、当測定尺度が、投資者及びアナリストに混乱を与える可能性があることを懸念している。当部のレビュー・プロセスから得た情報の研究により、SECは、会社の非会計基準測定尺度使用が過度に広範であるか否か、及びこの領域においてさらなる規制が必要となるかもしれないか否か、を確認することに尽力する可能性がある。追加的規則設定は、SECのその他の優先順位を前提とすれば、おそらく差し迫ったものではないであろうが、会社は、当部が、非会計基準測定尺度に関して、精力的にコメントをし、かつ焦点を当て続けると予想しうる。

非会計基準測定尺度に関する開示規定及び禁止規定に関しては、当Heads Upの付録を参照のこと。

何が問われるか

会社が 2016 年の第一四半期及び将来の報告期間に関する利益発表及び定期登録資料を作成するに当たり、マネジメントは、非会計基準測定尺度の使用に際して、以下の質問を検討しなければならない。

1. 当該測定尺度は誤導を招くものか、又は禁止されているか？

編集者注:このような事例は頻繁ではなかったものの、SEC はそれらが潜在的に誤導を招くものである場合、非会計基準測定尺度の使用に反対してきた。例えば、あるコメント・レターで、SEC は、通常の経常的な営業上の現金支出と見なされていた特定のマーケティング費用を除外した非会計基準測定尺度に対して異議を唱えた。

2. 当該測定尺度は、最も直接的に比較可能な会計基準測定尺度とともに表示され、他の会計基準測定尺度よりも相対的重要性を有することになる表示とはされていないか？
3. 当該測定尺度は、適切に定義及び説明され、並びに非会計基準として明確に分類されているか？
4. 会計基準と非会計基準の測定尺度との調整は、明確に分類され、各調整の性質を説明し、また各調整は適切か？
5. マネジメントが当該測定尺度が、投資者にとって、かつマネジメントが当該測定尺度を使用する目的にとって、有用であると信じている実質的な理由の透明性及び会社特有の開示があるか？

編集者注:シュヌール氏は、彼のスピーチにおいて、会社は、「会計基準測定尺度ではなく、なぜ当該非会計基準測定尺度が、会社の業績測定の適切な方法であるか、かつ投資者にとって有用である」かを問うべきである、と言及した。

6. 当該測定尺度は、定義された方針に準拠して、期間から期間にわたり継続的に作成されており、かつ会社の同業他社のそれと比較可能であるか？
7. 当該測定尺度はバランスがとれている(すなわちそれは、非経常的費用のみならず、非経常的利得についても調整している)か？
8. 当該測定尺度は、重要な調整に適切に焦点を当てており、マネジメントの焦点とは見なされない重要ではない調整を含んでいないか？
9. 開示統制及び手続きは、非会計基準測定尺度に対処しているか？
10. 監査委員会は、非会計基準測定尺度の作成及び使用の監視に関与しているか？

非会計基準測定尺度にかかる新たなデロイト・ロードマップ 公開物が、現在開発中であり、2016 年夏の発行が予定されている。

付録—非会計基準測定尺度：開示規定及び国内¹登録者に適用される禁止規定の要約

開示規定/禁止事項	全ての非 会計基準 財務測定 尺度の開 示(規則 G ²³)	SEC 登録 (規則 S-K、 アイテム 10 ⁴⁵)	SECに提出さ れるプレス・リ リース(フォー ム 8-K、アイテ ム 2.02 ⁶)
最も直接的に比較可能な会計基準財務測定尺度の表示	X		
同等又はより相対的重要性のある、最も直接的に比較可能な会計基準財務測定尺度の表示		X	X
非会計基準財務測定尺度から、最も直接的に比較可能な財務諸表測定尺度への定量的調整	X	X	X
非会計基準財務測定尺度の表示を誤導する可能性がある重要な記載誤り又は省略がない	X	X	X
なぜマネジメントが、当該非会計基準財務測定尺度が、投資者に対して有用な情報を提供するかの理由の開示声明		X	X
重要である場合、マネジメントが、非会計財務測定尺度使用の追加的的目的の開示声明		X	X
非会計基準財務測定尺度の特定の表示に係る禁止規定 ⁷			
<ul style="list-style-type: none"> 流動性の一株当たり測定尺度の表示 		X	X
<ul style="list-style-type: none"> その他の方法による決済能力の欠如により、現金決済を要求する、若しくは要求するであろう、又は要求していたであろう費用又は負債を、非会計基準流動性測定尺度(EBIT⁸及びEBITDA⁹以外)から除外する 		X	
<ul style="list-style-type: none"> 当該費用又は利得が、2年以内に繰り返される可能性が合理的に高い、又は以前の2年間において類似の費用又は利得が発生した場合で、非経常的、非頻繁的、又は非通常として識別された項目を排除又は平準化するための非会計基準業績測定尺度の調整(禁止は、調整されている費用又は利得の説明を基礎とする) 		X	
<ul style="list-style-type: none"> 会計基準財務諸表の本表又は付随注記における、非会計基準財務測定尺度の表示 		X	
<ul style="list-style-type: none"> 規則 S-X のアーティクル 11 により開示が要求される、プロ・フォーマ(pro forma)財務諸表の本表における、非会計基準財務測定尺度の表示 		X	
<ul style="list-style-type: none"> 会計基準財務測定尺度に使用される表記名又は説明と同一、又は混乱を招くほど類似した非会計基準測定尺度の表記名又は説明の使用 		X	

¹ 外国民間発行者 (foreign private issuer) に関しては、規則 G、規則 S-K アイテム 10(e)、法令順守及び開示解釈指針 (Compliance and Disclosure Interpretations) セクション 106、並びに当部による財務方向マニュアルのセクション 8140 を参照のこと。

² 規則 G は、登録者、又はその代理人が、非会計基準財務測定尺度を含む重要情報を公開又は公表する場合は必ず、その情報が SEC に提供される、又は登録されるかにかかわらず、適用される。

³ 特定状況下では、規則 G 及びアイテム 10(e) の規定は適用されない。例えば、これらの規則が、提案された企業結合に関連する非会計基準測定尺度、又は政府当局により開示することが要求されている測定尺度には適用されない。追加的情報については、規則 G 及びアイテム 10(e) を参照のこと。

⁴ 規則 S-K、アイテム 10 は、非会計基準測定尺度を含んでいる全ての SEC 登録資料に適用される。

⁵ 脚注 3 参照。

⁶ 様式 8-K、アイテム 2.02 は、登録者に、当該発表 (release) 又は声明 (announcement) が、非会計基準測定尺度の開示を含むか否かに関係なく、完了した年次又は四半期財務期間に関する重要な非公開財務情報を開示する全ての発表又は声明を SEC に提供することを要求している。登録者が、SEC に当該発表又は声明を登録することを選択する場合、規則 S-K、アイテム 10 の規定の適用対象となる。

⁷ 様式 8-K、アイテム 2.02 は、規則 S-K、アイテム 10(e)(1)(ii) における禁止規定に参照していないが、登録者は、提供される報道発表表において非会計測定尺度を使用する際に、これらの禁止規定における概念を検討しなければならない。

⁸ Earnings before interest and taxes.

⁹ Earnings before interest, taxes, depreciation, and amortization.

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。